

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」の審議にあたって

1 本実務対応報告の位置付け(「目的」から)

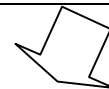
「国民年金法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号)により、一定の場合に政府が厚生年金基金に対し、交付金を支払うこととされた(Q1参照)ため、当該交付金に関する母体企業(事業主)の会計処理を明らかにする必要性が生じた。当委員会における審議の中では、当該交付金に関する会計処理の検討にあたり、まず、厚生年金基金制度に対する退職給付会計基準の適用を見直すべきではないかという意見もあった(「(参考)検討にあたって」参照)。しかしながら、このような意見については、なお検討を要すると考えられることから、本実務対応報告では、議論の要点を示すに止め、現行の退職給付会計基準に則して当面必要と考えられる実務上の取扱いを示すこととした(Q2及びQ3参照)。

2 「(参考)検討にあたって」の整理

【論点2】代行部分は「退職給付に係る会計基準」の対象となるか	
第1案(対象外とすべきであるという意見)	第2案(対象とすべきであるという意見)
<p>今回の法改正により、もはや代行部分に係る数理上のリスク(死亡率等の変化による負担の不確実性)はなく、したがって、<b>実質的に母体企業(事業主)の代行部分に係る退職給付債務は存在しなくなったと考えられることによる</b>。すなわち、厚生年金基金の代行部分の給付責任(支給責任)は引き続き当該基金にあるものの、一定の場合に政府(厚生年金本体)から交付金を受け取ることが示され、また、最低責任準備金の算定方法が過去法(いわゆるコロガシ計算)によることが恒久化されたため、当該基金にはその財源を調達する責任はなく、代行部分の給付については免除保険料(及びその運用収益)と政府(厚生年金本体)からの交付金によって行われることによる。</p>	
<p>・ この意見は、厚生年金基金制度を、1つの私的な年金制度ではなく、私的な年金制度と実質的な公的年金制度の2つの年金制度から構成されるとみる見方と考えられる。この意見の場合には、代行部分に係る債務を、もはや厚生年金基金やその母体企業(事業主)の退職給付債務とは異なる債務とみるため、退職給付会計基準の対象外として、代行部分に係る債務とこれ</p>	<p>今回の法改正によっても、厚生年金基金の代行部分の給付を政府(厚生年金本体)が行うわけではなく、給付責任は従来どおり当該基金にある。また、厚生年金基金の実績運用利回りが厚生年金本体の実績運用利回りを下回った場合には当該基金がその負担を負う(上回った場合には当該基金がその利益を享受する。)という<b>代行部分に係る運用リスク(資産運用収益の変化による負担の</b></p>

## 審議事項(4)

第1案(対象外とすべきであるという意見)	第2案(対象とすべきであるという意見)
<p>に対応する年金資産をそれぞれ母体企業(事業主)の負債及び資産として計上することや、あるいは、代行部分に係る債務の額を年金資産と退職給付債務のいずれからも控除して取り扱うことが考えられる。</p>	<p><b>不確実性</b>を有している。すなわち、<b>退職給付会計基準意見書 三 3(1)なお書きの</b> <u>で示されたような実態の一部(1つの運営主体によって、資産が一体として運用され一括して給付が行われており、区分計算することが難しいこと)は、これまでと同様であり</u>、この点を重視した意見によった場合には、厚生年金基金制度を、会計上、1つの年金制度ではなく、2つの年金制度から構成されるとみる見方に変えるような再検討には至らない。</p>
<p>前回の委員会では、「資産の運用リスクもなければ、確定拠出型への移行と同じものであり、運用リスクがあればこそ、最低責任準備金を負債として考える必要があるのではないか」という意見があった。</p> <p>しかし、適格退職年金制度における「併せ給付」や退職一時金制度を廃止するが退職時に支払う場合においては、一つの退職給付制度においても、終了の処理は行わない(PITF2号 Q4)。</p>	<p>前述したように、今回の法改正でも厚生年金基金の代行部分の給付は従来どおり当該基金が行い、法改正によって代行給付を確実にできるように厚生年金基金が政府(厚生年金本体)から一定の交付金を受け取ることとされたものであり、代行部分に係る債務を政府(厚生年金本体)からの借入金と考える<b>大きな変化があったとはいえないのではないか</b>という意見がある。この意見の中には、特に、法律によって借入金が認められていない厚生年金基金において、<b>代行部分に係る債務を借入金と考え、資産運用規模の拡大を図る目的の負債とみることは、取引を抑制しすぎる見方</b>となるのではないかと指摘もある。</p>



【論点3】(【論点2】第2案：代行部分を退職給付に係る会計基準の対象に含めるものとして) 代行部分の債務は「退職給付債務(PB0)」か「最低責任準備金」か	
B案(代行部分の債務は、新たに「最低責任準備金」とすべき)	A案(代行部分の債務は引き続き「退職給付債務(PB0)」である)
<p>厚生年金基金の代行部分を退職給付会計基準の対象と考える場合であっても、今回の法改正によって、代行部分について母体企業(事業主)が最低責任準備金を超えて負担することは実質的になくなったため、これまでの考え方を見直し、</p>	<p>当該意見に対しては、少なくとも退職給付会計基準意見書で示されたような代行部分に係る運用リスクはこれまでと同様であり、今回の法改正によっても会計上は、一定の場合に厚生年金基金が政府(厚生年金本体)から一定の交付金を受け</p>

## 審議事項(4)

B 案（代行部分の債務は、新たに「最低責任準備金」とすべき）	A 案（代行部分の債務は引き続き「退職給付債務（PBO）」である）
<p>代行部分の債務は最低責任準備金とすべきであるという意見があった。これは、今回の法改正が、免除保険料率の凍結解除に際し、最低責任準備金の算定方法を今後も過去法（いわゆるコロガシ計算）とすると共に、給付現価の増大に伴う不足額（過去期間代行給付現価と最低責任準備金との差額）について財源手当しようとするものであり、代行部分に係る運用リスクはあるものの数理上のリスクはなくなったため、企業が将来に資金負担する可能性のある金額を基礎として負債を算定することが適切であると考えられることによる。この意見は、常に当該不足額について財源手当を行うこととすると巨額の資金が政府（厚生年金本体）から厚生年金基金に動き双方の資産運用に影響を与えるため、法令上は法改正時点ですべての不足額を交付金として受け取ることとはされなかったに過ぎないと考えられるものである。この意見には、当該交付金について、交付される都度、退職給付費用から控除することは、適正な期間損益計算を妨げることになるというものも含まれる。</p>	<p>取ることとされたものとみて、退職給付会計基準の設定時から基本的な前提を変える制度改革があったものとまではいえないのではないかという意見がある。この意見は、母体企業（事業主）にとって基金が<u>受け取る交付金は年金資産の会計問題であり（したがって、受け取る時期と金額が明確ではない交付金は、交付の都度、処理される。）</u>一方、代行部分を含む給付については<u>退職給付債務の会計問題であるため、それぞれ別々に会計処理し、年金資産と退職給付債務は退職給付引当金として表示上のみ純額とされているとみる見方を踏まえたものと考えられる。</u></p>
<p>この意見に関連しては、今回の法改正に伴い、厚生年金基金の財政計算上、厚生年金基金が負う代行部分の債務については最低責任準備金となることが明らかになったことを受けて、これまでの考え方を<u>見直さない場合には、最低責任準備金を上回る金額だけ退職給付債務が過大になる</u>のではないかという指摘がある。このような意見には、<u>厚生年金基金という独特の制度においては、他の会計処理との関連よりも、今回の法改正の趣旨を反映させることを優先すべきではないか</u>というものもある。さらに、<u>今後、金利や資産運用環境の変化などによっては、発生給付評価方式に基づく退職給付債務が最低責任準備金を下回る</u></p>	<p>しかしながら、この点に関しては、もともと退職給付会計基準では、例えば、退職一時金制度における要支給額など、退職給付に係る債務を支払予定額や決済価額（又はその現在価値）とするものではなく、<u>退職給付のうち発生基準に基づき当期までに費用として計上された残高を退職給付債務としているため、会計上、過大計上や過小計上となるとはいえない</u>という意見もある。この意見は、<u>退職給付会計基準では、未認識の過去勤務債務及び数理計算上の差異は貸借対照表に計上しないこととしており、企業が負担することとなる金額を直接的に計上するわけではない</u>という考え方に基づくものと思われる。</p>

## 審議事項(4)

B 案（代行部分の債務は、新たに「最低責任準備金」とすべき）	A 案（代行部分の債務は引き続き「退職給付債務（PBO）」である）
<p><u>こともある</u>という指摘もある。</p>	<p>さらに、負債が過大に計上されているのではないかという指摘に対しては、今回の法改正による母体企業（事業主）の負担の変化によっても、法的な退職給付に係る債務は引き続き厚生年金基金にあり、代行返上のように債務が消滅した場合と同じ処理は適用できず、また、これは、契約上の義務を履行したとき、契約上の義務が消滅したとき、又は契約上の第一次債務者の地位から免責されたときに、<u>金融負債の消滅を認識することと相違するわけではない</u>という意見もある。</p>
<p>大幅減額の会計処理では、終了の処理と同様に、差額を当期の損益として処理し、当該差額に対応する遅延項目も当期の損益（特別損益）に計上する適格退職年金制度における「併せ給付」や退職一時金制度を廃止するが退職時に支払う場合には、過去勤務債務と同様であれば、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を当該年数にわたって費用（の減額）として処理することとなる</p>	<p>仮に貸借対照表上、支払予定額や決済価額を反映させるように代行部分の債務を最低責任準備金とした場合には、これまでの退職給付債務からの変更をどのように処理するか（例えば、残高の差額は一時的な損益となるかどうか、一時的な損益となるとしても関連して損益とする未認識項目をどのように把握するかなど）、前述したような貸借対照表に計上しないこととしている未認識の過去勤務債務及び数理計算上の差異の取扱い（例えば、貸借対照表に計上することとするか、その場合における相手項目の処理はどうするかなど）とも併せ、検討すべき論点は少なくないという意見もある。</p>
<p>FASB では phase1 として、遅延認識項目を、その他包括利益（OCI）として計上する FAS158 号を 2006 年 9 月 29 日に公表している。</p>	



これらの意見については、確定給付型の企業年金制度を前提とした会計処理を示している退職給付会計基準において何をもって確定給付型と捉えるかなど国際的にも議論されつつある事項も含まれており、また、厚生年金基金制度が従来の確定給付型の企業年金制度と異なる特殊な制度といっても、退職給付会計基準の中で例外的に対応することの便益と他の会計処理への影響との比較衡量など、なお検討を要すると考えられることから、本実務対応報告では、議論の要点を示すに止め、現行の退職給付会計基準に則して当面必要と考えられる実務上の取扱いを示すこととした。

なお、上述した議論については、今後、他の退職給付制度の見直しや退職給付会計に関する国際的な議論の進展を踏まえ、検討するものとする。